

(仮訳)

食品医薬品委員会事務局告示

件名 2023～2025年タイ王国への食品輸入又は仕入れ許可証の更新

2020年に発行した、又は2019年に更新したタイ王国への食品輸入又は仕入れ許可証の有効期限が2022年12月31日であり、2023～2025年まで事業の継続を希望する許可取得者は、これ以降<sup>1</sup>2022年12月31日まで、e-Submissionシステムを通じて許可証の更新申請書を提出することができる。許可申請書の提出は次の手順により行うものとする。

1. e-Submissionシステムを通じたタイ王国への食品輸入又は仕入れ許可証の更新申請書(Orr. 8)の提出について、事業者は次の手順により行うこと。

1.1 デジタル政府開発庁(公的機関)(DGA)のウェブサイト上で中央本人確認システム(Open ID)のユーザーアカウントを作成する。

1.2 e-Submissionシステム使用権限許可申請書を提出する。

ータイ王国への食品輸入又は仕入れ施設がバンコク都に所在する場合、食品医薬品委員会事務局第5ビル3階325号室にてシステム使用権限許可申請書を提出する。

ータイ王国への食品輸入又は仕入れ施設が地方に所在する場合、地域の県保健事務所にてシステム使用権限許可申請書を提出する。

事業者は<http://food.fda.moph.go.th/ESub/pages/register.php>に従い書類を準備する。

事業者がすでにe-Submissionシステム使用権限を有する場合、第1.1項及び第1.2項の手順は省略する。

1.3 ユーザーがシステム使用権限の許可を受けたとき、e-Submissionシステムの使用が可能となる。URL:<http://privus.fda.moph.go.th>にアクセスし、ユーザーの種類から事業者を選択する。詳細の確認及びe-Submissionシステム タイ王国への食品輸入又は注文許可証の更新申請書(Orr. 8)の提出に関する事業者用マニュアル(User Manual)のダウンロードは、[http://food.fda.moph.go.th/ESub/document/manual/IMPORT\\_RENEW.pdf](http://food.fda.moph.go.th/ESub/document/manual/IMPORT_RENEW.pdf)から行うことができる。

(注1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkokが作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はおお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETROは責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注2) 原典については下記をご覧ください。

[http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ\\_fda/66-68\\_I.pdf](http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_fda/66-68_I.pdf)

<sup>1</sup> 訳注：本告示の施行日以降の意

2. 事業者は、許可証を更新する意思を示すため、証拠書類を準備し e-Submission システムを通じて提出する。提出する書類はすべて写しで、法人証明書に基づいた署名権限を有する事業運営者若しくは取締役又は書類の写しを証明する権限を有する代理人による写しの証明を入れ、e-Submission システムから送信できるよう PDF 化すること。

2.1 自然人の場合、事業登録証又は商業登録証の写しを添付すること。

2.2 法人の場合、

2.2.1 事業運営者の身分証明書の写し、事業運営者が外国人の場合はパスポートの写し及びタイ国における労働許可証の写しを提出すること。

2.2.2 法人登記証明書の写し。すべてのページが揃った、販売用の食品輸入に関する目的がある 6 ヶ月以内に商務省から発行された写しであること。

2.2.3 事業運営者委任および任命書（事業運営者 1 名につき 30 パーツの印紙を貼付）。<https://www.fda.moph.go.th/sites/food/downloadForm/34-Zgive03.pdf> からダウンロードすることができる。

2.2.4 事業運営者委任および任命書に署名する法人の署名権限を有する取締役の身分証明書の写し（外国人の場合は、パスポートの写しを提出すること。）

事業運営者に変更がない場合は、第 2.2.1 項及び第 2.2.4 項の証拠書類を提出する必要はない。事業者は、e-Submission システムを通じて提出した後、以降の許可証（Or. 7）更新の際の証拠とするため、証拠書類、事業運営者委任および任命書を、タイ王国への食品輸入又は注文施設がバンコク都に所在する場合は食品医薬品委員会事務局第 5 ビル 3 階 325 号室に、地方に所在する場合は地域の県保健事務所に提出する。

3. タイ王国への食品輸入又は仕入れ許可証の更新申請手数料及び許可証更新手数料を支払う。支払いは、e-Submission システムから支払い指示書を発行することにより行う。詳細は、<http://food.fda.moph.go.th/ESub/document/manual/payment.pdf> にて確認することができる。

以上を全体に通知する。許可証の有効期限が切れる前に、指定の期間内に許可証の更新申請書の提出手続きを行うこと。許可証の有効期限が切れた場合は、更新を申請することはできない。また、当該の有効期限が切れた食品製造許可証<sup>2</sup>に基づき、場合に応じて食品登録番号を取得していた食品レシピ登録証明書、食品ラベル使用許可証明書、食品登録/食品詳細通知書についても、許可証に基づき必然的に全ての項目について失効したものと見なす。

なお、許可証の更新申請書が提出されていない、許可証の有効期限が切れた後のタイ王国への食品輸入又は仕入れについては、1979 年食品法第 74 条の違反と見なし、許可証失効後の日数に応じて 1 日につき五百パーツ以上千パーツ以下の罰金を科す。

2022 年 3 月 2 日告示

—署名—

（ミスター ウィティット サリットディーチャイクン）

副事務局長

食品医薬品委員会事務局長公務代行官

<sup>2</sup> 訳注：本告示の内容から本来は「食品製造許可証」ではなく「食品輸入許可証」とされるべきと思われるが、タイ語原文に従い「食品製造許可証」としている。